

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 (%)	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
65	27.6.30 平成27年 第2回足立区 議会定例会で 承認65号	亀田小学校増築その他工事 [白谷・コーセー建設共同企業体]	1,004,400,000			
	(処分日) 29.2.10 (契約変更日) 29.2.10		1,014,530,400 10,130,400	 1.01%		学校・消防との協議により、工事内容の変更が生じたことによる。